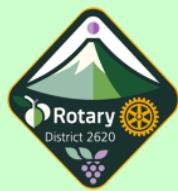


沼津西ロータリークラブ



2025～2026 年度・クラブテーマ

「手を取り合い行動しよう」

会長 杉山 真一 / 幹事 富岡 由樹

第 1555 回 第 35 卷 14 号 2025 年 10 月 30 日

■■ 本日のプログラム ■■

公証人制度について 公証人 名倉俊一 様

■11 月のプログラム■

1556 回 12:30 11 月 06 日(木)	地区公共イメージ向上委員会の取組 について 地区公共イメージ向上委員会 委員長 梶原幹人様 アクアガーデン迎賓館
1557 回 12:30 11 月 13 日(木)	補助金について 地区ロータリー財団委員会 鈴木浩明様 理事会⑥ アカガーデン迎賓館
1558 回 12:30 11 月 20 日(木)	特殊詐欺について沼津警察署生活安全課 課長 山田一博様 アクアガーデン迎賓館
11 月 27 日(木)	祝日週休会

例会場 〒410-0046 沼津市米山町 3-37

アクアガーデン迎賓館沼津

TEL 055-920-5200

事務局 久松会計事務所内

TEL 055-961-2050 FAX 055-961-2600

E-mail: numawestrc@gmail.com

例会日 毎週木曜日 12:30 点鐘

公共イメージ向上委員長 山本宜司 / 編集者 渡邊勝也

会長挨拶

● 会長 杉山真一 ●

私たちロータリークラブの活動は、日々地域社会への貢献を通じて、互いに支え合い、共に成長していくことを目指しています。そのため、リーダーシップや責任感がいかに重要であるかを改めて感じる瞬間が多くあります。

さて、最近、私たちの社会にとって大きな出来事がありました。それは、高市早苗氏が日本の首相として誕生したことです。高市首相は、長年にわたる政治家としての経験を通じて、その揺るぎない責任感を証明し、ついに日本のリーダーとしての重責を担うこととなりました。彼女の姿勢は、私たちにとって非常に強いインスピレーションとなり、リーダーとしての責任感がいかに重要であるかを再認識させてくれます。

高市首相は、政治家として数々の難局に直面し、その都度、国家や国民のために最良の決断を下してきました。その一つ一つの判断には、強い責任感と信念が伴っており、何よりも国民の生活を守るために自らの役割を全うしようという強い決意を感じます。彼女のリーダーシップにおける「責任感」は、単に職務を遂行するだけでなく、国家の未来を担うという覚悟から来るものだと私は思います。私たちロータリークラブも、地域社会に対して同じように強い責任感を持って活動していると自負しています。ロータリークラブの一員として、私たちにはそれぞれ社会に貢献するという大きな責任があります。そして、その責任を果たすためには、確固たる信念と責任感を持ち、日々の活動に取り組む必要があります。高市首相のように、困難な状況でもブレることなく、地域社会や他者のために尽力し続けることが、私たち一人一人に求められるリーダーシップだと考えています。高市首相の責任感を見習い、私たちも自分自身の役割に真摯に向き合い、社会に対して常に貢献できるよう努力していきたいと思います。また、彼女のようなリーダーシップが私たちのクラブの活動においても生かされ、地域に対してさらに深い影響を与えることができるよう、みんなで力を合わせていきましょう。

最後に私たちもまた、地域のリーダーとして責任感を持って行動し、RI 会長の年次メッセージ「地球上で最も可能なボランティアチーム」を拡大する概要を示し、成長、奉仕、つながりを大切にして「よいことのために手を取り合おう」の元会員、参加者、一般の人びとにインスピレーションを与えましょう。これを持ちまして本日の、会長挨拶とさせていただきたいと思います。

出席報告 会員数 21 名

例会	会員数	出席数	出席率
1555 回	21 名	16 名	88.89%

●欠席者（2名）

額川ゆう子、羽切勝利

●他クラブへの出席者

●スマイル報告

- 1.本村文一、2.富岡由樹：誕生日のお祝いありがとうございます。
- 3.本村文一：入会記念日のお祝いありがとうございます。
- 4.杉山真一、5.重光 純：名倉様、本日の卓話、宜しくお願い致します。
- 6.指名委員会：10/24 指名委員会昼食残金

幹 事 報 告

1.他クラブの例会変更等

- ①沼津 RC 10/31(金) 休会 MU:無

2.報告・連絡事項

- ①11/20 の例会は、友人同伴例会を開催します。友人をご紹介ください。

卓 話

公証人制度について 名倉俊一 様

1 公証人は、法務大臣から任命され、法務局又は地方法務局に所属し、国の公務（公証業務）に従事する公務員です。しかし、国から給与を受けることはなく、法令で定められた手数料収入により書記（補助者）の給与を支払い、公証役場の賃料を支払い、かつ、自らの生活費を賄っております。

2 公証人は、裁判官、検察官及び弁護士から任命されるのが原則ですが、これに準ずる学識経験を有する者からも任命されています。

3 公証人は、全国に約 500 名が在職しており、全国に約 300 ある公証役場で勤務しています。静岡県内には、13 名の公証人が配置され、熱海、沼津、富士、静岡、焼津、袋井、掛川、浜松の各公証役場で勤務しています。

公証人が提供する法的サービス（公証業務）の内容

1 公証制度の目的は、私人間の法律関係や権利に関する事実について、公証人が文書を作成し、既存の文書が正当な手続・方式にしたがって作成されたことを証明し、特定の文書が特定の日に存在していたことを証明するなどして、法律関係の安定と将来の紛争の防止を図ることを目的としています。したがって、公証人は、公的な立場で中立性を保つことを要求され、当事者間で争いのある案件については、関与できません。

立性を保つことを要求され、当事者間で争いのある案件については、関与できません。

2 公証業務には、主に、次のものがあります。

①公正証書。公証人が私人から依頼を受け、依頼者の意向を中立の立場で文書化することから、その証拠力を覆すことは容易ではありません。また、金銭を目的とする場合、「強制執行認諾文言」を記載することにより、裁判を経ることなく相手の財産を差し押させて早期の権利実現を図ることができます。

②定款認証、私文書の認証、外国文認証。印鑑登録証明書の制度のない国では、私文書の署名が本人のものに間違いないことを公証人が証明しています。静岡県内の公証役場では「ワンストップサービス」を提供しています。

③確定日付の付与

公証人の執務場所

1 公証人は、公証役場で執務することが義務づけられています。

2 公証人は、県境を超えて出張することはできません。

名倉俊一 様

